

平成21年 6月 30日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730342
 研究課題名（和文）
 消費者信用と多重債務にかかわる制度の設計と運用に関する社会学的研究
 研究課題名（英文） Institutional Designs and Operations for Preventing and Dealing with
 Over-indebtedness: a Sociological Study
 研究代表者
 大山 小夜 （OYAMA SAYA）
 金城学院大学・人間科学部・准教授
 研究者番号：10330333

研究成果の概要：本研究の目的は、消費者金融やクレジット等による多重債務問題の解決と予防に向けて、制度をどう設計し運用すればよいかについて、社会学の観点から処方箋を示すことにある。具体的には、(1)個別的問題と社会的問題、(2)領域横断的な多重債務対策、(3)貧困や社会的排除との関連性、(4)国際比較、の4つの研究領域を軸に調査研究を行った。その際、主に用いた方法は「聞き取りと観察」「学際的研究」「明文化されていない実践ノウハウの抽出」の3つである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,500,000	0	1,500,000
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	300,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：多重債務 消費者信用 貧困 社会的排除 社会保障 社会学 制度の設計・運用 国際比較

1. 研究開始当初の背景

(1)近代化による果実をすでに享受し大幅な経済成長を望めない多くの先進諸国は、「返済困難な借金に基づく消費拡大による好景気」という誘惑に常にかかれている。しかし、

「返済困難な借金」という無謀な前提に基づく景気浮揚策は、借金をした人々と、好景気に浮かれた社会の双方に悲劇的な結末をもたらす。2007年秋に表面化した米国のサブプライムローン問題はその一例であり、低所得者の生活を破壊するだけでなく、世界の金融

システムのみならず実体経済にも深刻な打撃を与えている。

(2) 日本において、消費者金融やクレジット等による「返済困難な借金」の問題は、国内最多の紛争である。司法統計によれば、貸し手側である消費者金融会社や販売信用会社等が返済を求めて裁判所へ申立を行う数は、年間の民事訴訟全体の6割を占める。また、年間の民事調停全体の約9割は、借り手側である個人からの債務整理に関する申立である。

(3) 戦後日本でこの問題が顕在化したのは、1970年代後半のいわゆる「サラ金問題」である。90年代前半には若者の「カード破産」として注目された。さらに、90年代後半以降になると、複数の貸し手業者からの多額の借金を抱えている人が多いことから、「多重債務問題」と一般的な呼称が用いられるようになった。

(4) 本研究を開始した2006年頃、日本では、貸金業制度の見直し作業が、政府提出法案の基本方針を議論する「貸金業制度等に関する懇談会」（金融庁）の場で進められていた。当時、貸金業制度に関する議論は、マスメディア上においても、「多重債務問題の発生をどう抑えるか」「市場規制の功罪をどう見極めるか」などの論点をめぐって活発な議論が交わされていた。

(5) 一方、多重債務問題は、日本以外のアジア地域でも拡がりつつあった。その背景の一つに、「人口減」「近年の、貸金業界への規制強化」といった頭打ちの日本市場とは対照的に、「人口増」「中流層の台頭」「外資の積極導入」などの有望な条件がそろってアジア地域

へ日本の貸金業者が進出している現状があった。日本は、消費者信用と多重債務問題の先進地である。その歴史を、国際比較を念頭に、体系的に把握することの重要性が認識され始めていた。

注) 2006年12月、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（2006年。以下、改正貸金業法）が成立する。同法の骨子は、一般の商品取引でいえば「価格」「販売量」の両面から商品の供給側を規制するという、きわめて大胆なものであった。これを受けて、内閣は、多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、多重債務者対策本部を設置。翌年4月には「多重債務問題改善プログラム」を決定する。改正貸金業法は、その内容が多岐にわたる。施行は、2007年1月より段階的に進められ、2011年6月までには「価格」「販売量」の規制も実施される予定である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、消費者金融やクレジット等のいわゆる「消費者信用」による多重債務問題の解決と予防に向けて、諸制度をどう設計し運用すればよいかを、社会学の観点から処方箋を示すことにある。研究の実施にあたり、本研究が掲げたポイントは、次の4つであった。

(1) 個別的問題と社会的問題

多重債務問題は、借金を抱える当事者の問題解決（個別的解決）と、多重債務問題を生み出さないよう法改正等を行うこと（社会的解決）の2つの次元がある。両者は相互に影響

響関係にある。すなわち、前者の解決のためには、後者の制度整備が必要であり、後者の解決のためには、現行の制度の不備や代替案を検討する上で不可欠な個別的事例の収集が必要である。本研究は、多重債務問題に取り組む現場の人々の間で共有されているこうした2つの次元の相互関係に目を配り、問題の解決と予防にとって、より実効的な示唆を得る。

(2) 領域横断的な多重債務対策

多重債務問題は、この問題の解決・予防に関わるその国の司法・行政・立法の各システムのあり方と深くかかわる。したがって、その国の立法・行政・司法がそれぞれどのようなスタンスでこの問題に取り組む、あるいは取り組もうとしているかをみる必要がある。本研究は、多重債務問題にかかわるこうした各システムに目を配り、これらを包括的に考察する。

(3) 貧困や社会的排除との関連性

欧州連合（EU）は、2000年、社会的排除の解消に向けて戦略目標を設定し、加盟各国の国内戦略と加盟各国の政策調整に枠組みを与えた。その中身は、「貧困の連鎖の根絶」「包摂的な労働市場づくり」「すべての人に対するまともな住居の確保」「差別を乗り越え、様々な人々間の統合性を高めること」に加え、多重債務対策（「金融排除と過重債務に取り組むこと」）があげられている。

日本においても、近年、多重債務問題を、貧困や社会的排除の問題と関連づけ、多重債務問題を、より根本的な解決に導くために、社会保障や労働などの関連領域の諸制度の設計・運用とからめて検討する動きが出てきている。本研究は、多重債務問題を、こうした貧困や社会的排除への取り組みとのかか

わりのなかで考察する。

(4) 国際比較

現在、多重債務問題は、先進諸国だけでなく、急速に経済発展を遂げつつある東欧諸国や、日本と地理的、文化的に近接しているアジア諸国においてもみられる世界規模の問題である。他国の取り組みを自国に生かすためには、各国の実情をよく知る必要がある。

このことと同時に、消費者信用市場のグローバル化によって、多重債務問題への対処の輪も、国境を越える必要性が増している。特に消費者信用と多重債務問題に関してアジア地域における先進地である日本は、国際的取り組みの前提となる認識枠組みづくりのための材料を多く持っている。

以上から、国際比較を念頭に、「日本と文化的、地理的に近接する東アジアでの現状と取り組み」「統合市場を目指すEUでの現状と取り組み」「アジアや欧州に大きな影響を与えている米国の現状と取り組み」を調べる。

3. 研究の方法

本研究の方法上の特色は次の3点である。

(1) 聞き取りと観察

本研究は、既存の統計や文書等を用いた二次的分析にとどまらず、フィールドワークによるファーストハンドなデータを収集し考察する。具体的には、当事者や関係者への聞き取り・観察という手法を用いる。問題を抱える当事者・支援者・関係者らが自らや周囲をどう認識し、働きかけを行うのかを記述的に分析することで、制度がどういう認識のもとで設計され運用されているかをよりよく知ることができ、それに基づいて、より実効

性、汎用性の高い知見が導き出せる。

(2) 学際的研究

多重債務問題は、市場や社会の変化をうけて刻々とその形を変えていく。また、多重債務問題の解決と予防においては、経済、法律、社会保障などの様々な領域における知識と技術が必要となる。本研究は、当事者や実務家、他分野の専門家等と緊密に連携しながら、研究を進めることで、的はずれな知見を導き出さないよう心がける。

(3) 明文化されていない実践ノウハウの抽出

過重債務問題には、多くの人びとのプライバシーや利害等が複雑にからむ。公式的な見解の裏には必ず公にされない実情がある。報告者は、1998年より多重債務者自助組織へのフィールドワークを開始し、以来、調査研究の範囲を少しずつ広げてきた。こうした報告者自身が調査研究の過程で得たネットワークを活かして非公式な部分にも踏み込み、現場の人々によって必ずしも意識化、明文化されていない実践ノウハウを抽出し、過重債務問題の実態と対策の実相を立体的に描き出す。

4. 研究成果

研究成果の詳細は、本報告書末尾の「5. 主な発表論文等」における[雑誌論文][学会発表][図書]の通りである。ここでは、これらの研究成果を、上の「3. 研究の目的」の枠組みに沿って分類し、その概要を示す。なお、括弧内の数字は本報告書末尾の各成果に振られた番号に対応する。

(1) 個別的問題と社会的問題

・多重債務問題の個別的解決は、当事者の認識転換と不可分な関係にある。問題の悪化や解決の過程を、取引相手の貸し手業者に対する多重債務者の認識枠組みの点から整理し、法律家等の専門家による介入のタイミングや具体的な接し方について提言した(研究成果⑩)。

・多重債務者が問題を抱え解決するまでの過程を、家族との人間関係においてとらえ直し、当人が家族から、また当人と家族が社会から排除されたり包摂されたりする契機を考察した(研究成果⑪)。

(2) 領域横断的な多重債務対策

・多重債務問題を貸し手側である業者と借り手側である個人との間の紛争とみた場合、紛争への介入の型は、大別して、事前規制型と、事後処理型の2つある。そこで、戦後日本において司法の場で行われてきた事後的個別的な紛争処理の実態を分析し、紛争に対する事後処理型の利点と問題点を整理した(研究成果⑬)。

・全国自治体の多重債務対策に関する質問紙調査を、多重債務問題に取り組む民間支援組織が実施した。この調査結果を用いて、都道府県、市町村における多重債務の実態とそれへの対策の現状を分析し(研究成果⑧⑨)、全国自治体における「モデルケース」の析出と、こうしたモデルケースを全国に普及するための具体的方策を提案した(研究成果⑨)。なお、研究成果⑨の概要は、内閣府「多重債務者対策本部有識者会議」に提出された。

・研究成果⑦の知見をもとに、金融自由化後の台湾の消費者金融市場の急成長と多重債務問題の発生・拡大、さらに、立法・行政・司法の各対応の過程を、日本の事例と比較し、両者の共通点と相違点をまとめた(研究成果④)。

・消費者信用市場のグローバル化を背景に多重債務問題が国境を越えて発生している状況を韓国事例をとりあげて紹介し、より実効性の高い多重債務対策の構築のため、行政レベルで国際的な意見交換や知識・ノウハウの共有が近い将来に必要なことを指摘した（研究成果⑱）。

(3) 貧困や社会的排除との関連性

・2007, 08年度、日本弁護士連合会が実施した労働と社会保障に関する海外調査（スウェーデン、ドイツ、アメリカ他）に同行した。帰国後、これらの調査で得たことのうち、スウェーデンとドイツの社会保障と労働について、制度を支える人々の認識と様々な活動に焦点を定めて考察した（研究成果⑳⑰）。アメリカに関しては、現地において、日弁連とは別行動で行った日系組織への聞き取り調査の成果を、貧困と地域再生の観点から紹介し検討した（研究成果⑱）。

(4) 国際比較

・2005年度に日弁連が韓国、英国で行った現地調査に同行した。現地で報告者が独自に行った調査の結果、帰国後収集した資料やデータを交え、その成果をまとめた（研究成果⑲⑳⑳）。

・多重債務者を支援する民間組織とともに台湾を訪問し、現地の裁判官・法律家・政治家らと意見交換をした。また、上の民間組織とは別行動で、台湾中堅銀行への聞き取り調査を現地において行い、帰国後、関係する資料やデータを集めた。これらをもとに金融自由化後の台湾における多重債務問題の発生プロセス、台湾金融市場への日本企業進出の動向を分析した（研究成果⑳⑶⑷）。

・多重債務問題に取り組む欧州の国際連絡組織の理念と活動内容を欧州の文脈に引きつ

けて検討した（研究成果⑳⑸）。この国際連絡組織の会議に参加し、日本での取り組みを報告した（研究成果⑳⑹）。報告者が参加・報告した分科会での議論の内容を紹介し、多重債務問題への取り組み方における日本と海外諸国との共通点と相違点を指摘した（研究成果⑳⑺）。

・日本と韓国と台湾の間で始められた民間レベルでの多重債務対策の国際交流の動きと、欧州における国際連絡組織（既述）の活動を紹介した（研究成果⑳⑻）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計13件）

- ① 大山小夜、金融危機下の過重債務対策：南ア・英国・米国・日本の事例、消費者法ニュース、79号、P142-P146、2009年、査読無
- ② 大山小夜、アジアと欧州にみる多重債務対策の国際交流、消費者情報、394号、P24-P25、2008年、査読無
- ③ 大山小夜、スウェーデンを中心とする福祉政策、消費者法ニュース、76号、P126-P129、2008年、査読無
- ④ 大山小夜、台湾の多重債務問題とその対策、消費者法ニュース、75号、P108-P111、2008年、査読無
- ⑤ 大山小夜、欧州の消費者信用と多重債務問題：国際連絡組織E C R Cの試み、2008年クレサラ白書、P279-P289、2008年、査読無
- ⑥ 大山小夜、これでいいのか？“負の文化”輸出：台湾の消費者金融事情、消費者情報、P20-P21、2007年、査読無
- ⑦ 大山小夜、アジアの消費者金融と多重債務問題：台湾中堅銀行のケーススタディ、2007年クレサラ白書、P209-P220、2007年、査読無
- ⑧ 大山小夜、行政は貧困と多重債務問題にどう取り組んでいるか：2005年全国調査の概要、私達の高金利引下げ論、P79-P90、2006年、査読無
- ⑨ 大山小夜、多重債務問題と地方行政の役割：多重債務対策に関する全国行政調査より、消費者法ニュース、70号、P107-P110、2006年、査読無
- ⑩ 大山小夜、多重債務のきっかけは「誤認」から、月刊国民生活、12月号、P4-P5、2006年、査読無
- ⑪ 大山小夜、多重債務に陥らないためのセーフティネット：英国の貧困と金融排除、消

費者法ニュース、69号、P30-P32、2006年、
査読無

⑫ 大山小夜、消費者信用市場の拡大が韓国
社会にもたらしたもの：多重債務という観点
から、韓国経済研究、6号、P1-P17、2006年、
査読有

⑬ 大山小夜、司法にみる消費者信用取引の
紛争処理：その利点と問題点、消費者法ニュー
ース、67号、P178-P179、2006年、査読無

〔学会発表〕(計1件)

⑭ 大山小夜、日本の多重債務対策と市民運
動のかかわり、第8回金融サービス国際会議、
2008年11月、13日・14日、英国

〔図書〕(計6件)

⑮ 神原文子・杉井潤子・竹田美知(編著)、
よくわかる現代家族、ミネルヴァ書房、2009
年、P190-P191

⑯ 日本弁護士連合会、労働と貧困：雇用・
貧困対策に関する海外調査報告書(上)、日
本弁護士連合会、2008年、P160-P168、
P324-P332、P417-P427

⑰ 宇都宮健児・湯浅誠(編)、反貧困の学
校、明石書店、2008年、P81-P94

⑱ 行政の多重債務対策の充実を求める全
国会議、必携・行政担当者のための多重債務
相談マニュアル、全国クレジット・サラ金問
題対策協議会、2007年、P21-23

⑲ 大山小夜、自治体の多重債務対策に関す
る全国調査、全国クレジット・サラ金問題対
策協議会、2007年、総頁数68

⑳ 日本弁護士連合会、検証・日本の貧困と
格差拡大、日本評論社、P222-P228

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大山 小夜 (OYAMA SAYA)
金城学院大学・人間科学部・准教授
研究者番号：10330333

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：